

# 建設業法上の法人の「役員」要件の見直し

2015年2月24日

一般社団法人 日本経済団体連合会

## 要望のポイント

- (1) 建設業許可の経営経験要件「5年以上」の緩和
- (2) 「役員」に一定の要件を満たした執行役員を追加

### 建設業法における業種区分(28業種)

建設工事の種類	
土木一式工事	板金工事
建築一式工事	ガラス工事
大工工事	塗装工事
左官工事	防水工事
とび・土工・コンクリート工事	内装仕上工事
石工事	機械器具設置工事
屋根工事	熱絶縁工事
電気工事	電気通信工事
管工事	造園
タイル・れんが・ブロック工事	さく井工事
鋼構造物工事	建具工事
鉄筋工事	水道施設工事
ほ装工事	消防施設工事
しゅんせつ工事	清掃施設工事

## 【参考】関連法規・告示

### 建設業法 第7条(許可の基準)

国土交通大臣又は都道府県知事は、許可を受けようとする者が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。

- 一 法人である場合においてはその役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)のうち常勤であるものの一人が、個人である場合においてはその者又はその支配人のうち一人が次のいずれかに該当する者であること。
  - イ 許可を受けようとする建設業に関し五年以上経營業務の管理責任者としての経験を有する者
  - ロ 国土交通大臣がイに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者

### 建設業法第7条第1号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者を定める件

(S47.3.8 建設省告示 第351号 (改正H19.3.30 国土交通省告示 第438号))

建設業法(昭和24年法律第100号)第7条第1号ロの規定により、同号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者を次のとおり定め、昭和47年4月1日から適用する。

- 一 許可を受けようとする建設業に関し経營業務の管理責任者に準ずる地位(使用者が法人である場合においては役員に次ぐ職制上の地位をいい、個人である場合においては当該個人に次ぐ職制上の地位をいう。)にあって次のいずれかの経験を有する者
  - イ 経營業務の執行に関して、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的に権限委譲を受け、かつ、その権限に基づき、執行役員等として5年以上建設業の経營業務を総合的に管理した経験
  - ロ 7年以上経營業務を補佐した経験
- 二 許可を受けようとする建設業以外の建設業に関し7年以上経營業務の管理責任者としての経験を有する者
- 三 前各号に掲げる者のほか、国土交通大臣が建設業法第7条第1号イに掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者

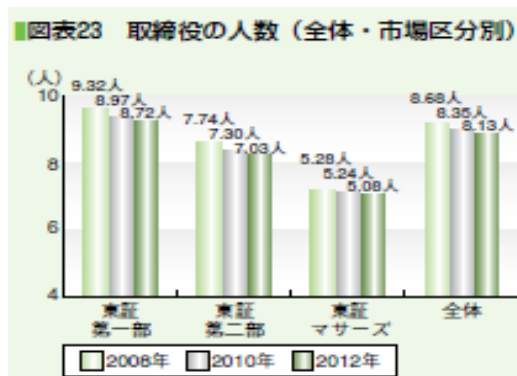
## 要望理由

- (1)コーポレート・ガバナンスの強化等の観点から、企業においては取締役の総数が減少する傾向にある一方、社外取締役を選任する企業は増加する傾向にある(【参考2】参照)。
- (2)5年もの経営経験年数要件を満たす人材を確保し取締役に選任することは、今後ますます困難になることが予想される。
- (3)また、業務執行と監理・監督機能の分離に向けて、具体的な業務執行を担う人材についてはあえて取締役とせず、取締役会または代表取締役からの権限の委譲と監理・監督を受けて業務を執行する執行役員とすることが適切と考える企業もある。

【参考2】「東証上場会社コーポレート・ガバナンス白書2013」等

(出典:東京上場会社コーポレート・ガバナンス白書2013)

1社あたりの取締役の人数は、東証上場会社全体で平均8.13名(同0.23名減)となった。2006年調査時では1社あたり8.99名であり、取締役の人数の減少傾向は調査開始以来、一貫して続いている。



(出典:東洋経済2010年9月)

東洋経済新報社が、全上場企業を対象として行っている「役員四季報」調査において、2000年から2010年にかけての10年間に67%の企業が役員数を削減。業種別に見ると、削減数上位11社のうち8社を建設業が占めた。

(出典:東証上場会社における社外取締役の選任状況2014年6月)

東京証券取引所が公表した市場1部上場会社の社外取締役の選任状況に関する集計結果では、6月時点で選任企業は1345社、74.2%に達し、昨年8月時点から253社、11.9%増加した。複数名の社外取締役を選任している企業数は、622社と全体の34.3%と増加している。

## 所管省庁の検討結果

- (1) 「経營業務の管理責任者としての経験年数規定の廃止をすることは、建設業の経営に係る一通りの業務経験を積まない者による経営を認めることを意味し、発注者保護をその目的としている建設業法の趣旨にも反することとなるので、適切でないと考えております。」
- (2) 「執行役員は各企業の個別制度に基づくものであり、法令上に権限および責任が定められているものではないため、仮に許可申請時等に取り締役と同等であるかの審査を行ったとしても、権限の変更は各企業がそれぞれの判断で行えること、また実際にその者により権限が行使されることについて法令上の根拠はないことから、執行役員について取り締役等と同等の扱いをすることは困難です。」